

正会員入会資格基準に関する内規

(目 的)

第1条 この内規は、正会員の入会資格審査の基準について定めるものである。

(入会年齢)

第2条 正会員として入会審査を受けようとする者は、入会年度4月1日の時点で年齢満25歳以上とする。

(入会資格)

第3条 次の各号に掲げるいずれかの業績を有する者は、入会のための審査を受けることができる。

- (1) 著書(単著) 1冊以上
- (2) 研究論文(単著もしくは筆頭著者であるもの) 1篇以上
- (3) 調査報告書・展覧会解説書等で、本人が主体となって執筆・編集したもの1篇以上
- (4) 学会等での研究発表で要旨のあるもの4篇以上
- (5) 資料紹介・研究ノート・書評・翻訳を3篇以上。ただし、書評・翻訳のみでは認められない
- (6) 上記第2号から第5号に準ずるもので、主要部分を分担執筆したもの4篇以上

(業績目録)

第4条 業績目録(様式1)は、第3条第1項第1号から順に記載すること。

2 提出資料は、業績目録に記載したもののうち5点までとし、複写も可とする。

(論文の種類)

第5条 第3条に定める業績は次のとおりとする。

- (1) 考古学の方法論に基づくもの
 - (2) 考古学と関連諸科学を総合したもの
- 2 査読を経て発表された業績については目録に記載した論文名の冒頭に「査読制」と朱書すること。

(要約等)

第6条 日本語以外の言語で書かれたものには、日本語または英語の要約を添付することとする。

2 電子出版物は、データ保存媒体及び印刷したものを提出すること。

(審査基準から外れるもの)

第7条 次のものは業績と認めない。

- (1) 手書き・パソコン等による手製の私的な印刷物
- (2) 軽易なパンフレット類
- (3) 単なる経過報告・図面・データ等、学術的意味の乏しいもの
- (4) 印刷中のもの。ただし、印刷中であることを証明する校正原稿または受理証明書があるものは可とする。
- (5) 発掘調査の参加歴。
- (6) 分担執筆の場合、範囲が明確でないもの。ただし、関係者による範囲の証明があれば可とする。

附 則

1 1973年12月11日制定

2 2016年1月23日一部改正及び「新入会員資格基準に関する内規」を「正会員入会資格基準に関する内規」に改称

3 2016年4月1日施行